

ごあいさつ

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

きたる3月16日（金）、17日（土）、18日（日）、金沢大学附属病院宝ホール及び金沢21世紀美術館において、第2回金沢大学子どものこころサミットを開催する運びとなりました。第一回サミットから約1年半ぶりとなります。

昨年10月、文部科学省脳科学研究戦略推進プログラムの一環として、金沢大学を代表研究機関に、「神経内分泌仮説に基づく知能障害を有する自閉症スペクトラム障害の診断と治療の展開研究」（代表研究者東田陽博教授）が採択されました。

第2回サミットは、従って次の7つの研究プロジェクト・組織の共催となります。

ほくりく健康創造クラスター事業・金沢大学等脳科学研究戦略推進プログラム・金沢大学子どものこころの発達研究センター・連合大学院小児発達学研究科金沢校・金沢大学JST研究プロジェクト・金沢大学JSPS研究プログラム、戦略的創造研究推進事業CREST。

また昨年末、24年度政府予算原案で子どものこころの発達研究センターが、過去4年半の時限付事業から、金沢大学の持続的研究組織に移行することに決定しました。

子どものこころをめぐる諸困難の解明をめざす本学の着実なあゆみに対するこうした積極的評価に、関係する一員として喜ばしく思うと共に、責任の大きさを痛感します。

おりしも、昨年障害者基本法が改正・施行され、子どものこころ問題の中核をなす発達障害が国の施策の根幹（次の下線部）に据えられました。「定義（法第2条関係）（1） 障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしたこと。（2） 社会的障壁の定義を、障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしたこと。」上記（2）の障害概念の大きな変更も、発達障害・子どものこころの諸困難、そこから派生しうる人生全体への影響を解明する課題の緊急性に沿うものといえます。

3日間のプログラムの特徴は、先端・市民・学際 of 3つです。脳機能計測による発達障害診断技術開発・オキシトシン作用機序の最先端研究、それらを市民と共有するための「脳科学プログラムカフェ」、国際シンポジウム（自閉症の倫理学&自閉症と企業）、虐待と脳・心、認知行動療法、哲学・社会学の分野の若手の研究報告など、お気に入りのセッションを覗いていただければ、そこから、一気に子どものこころの諸困難研究の世界が広がります。

3・11被災者の心の傷が一日も早く癒されることを祈りつつ

第2回金沢大学子どものこころサミット

実行委員代表 **大井 学**